

## 太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号 (案) の概要

## 1. 委員会指示第 49 号 (案) の概要

## (1) くろまぐろ (小型魚) の採捕の制限

遊漁者による小型魚の採捕を禁止し、意図せず採捕した場合は直ちに海中に放流しなければならない。

## (2) くろまぐろ (大型魚) の採捕の制限

ア 1人毎月1尾を超えて大型魚を保持してはならない。大型魚を保持した者が別の大型魚を採捕した場合は、直ちに海中に放流しなければならない。

イ 委員会会長は、大型魚の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者による大型魚の採捕を禁止する旨を公示する。

ウ 遊漁者は、イの公示により大型魚の採捕が禁止された期間中は、大型魚を採捕してはならない。意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

## (3) くろまぐろ (大型魚) の採捕の報告

ア 遊漁者が大型魚を採捕した場合は、以下の内容を陸揚げした日から1日以内に委員会に報告。

- ① 採捕者の氏名、住所、電話番号及びメールアドレス
- ② 採捕した大型魚の尾数、重量 (計量方法を含む)
- ③ 尾さ長 (ふん端から尾さまでの長さをいう。)
- ④ 採捕した大型魚の陸揚げ日及び陸揚げ場所
- ⑤ 大型魚を採捕した海域
- ⑥ (遊漁船を利用した場合) 船名、登録都道府県、遊漁船登録番号
- ⑦ (遊漁船以外の船舶を利用した場合) 船舶番号又は船舶検査済票の番号

イ 報告を行うに当たっては、以下の書類等を併せて提出。

- ① 採捕した大型魚の尾さ長が確認できる写真
- ② 採捕した者の運転免許証等の本人確認書類の写し

※ 虚偽報告防止策として二重認証システム (電話番号認証) を導入。

## (4) 指示の有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号の 6 に基づく遊漁者のくろまぐろ(大型魚)の時期別の採捕数量に関する運用方針(案)

令和 7 年 3 月 4 日

太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、太平洋広域漁業調整委員会指示(以下「委員会指示」という。)第 49 号の 6 に基づき、委員会指示に基づく遊漁者のくろまぐろ(大型魚)の時期別の採捕数量に関する運用方針について、以下のとおり定める。

令和 7 年度については、全海区における遊漁におけるくろまぐろ(大型魚)の採捕数量が以下の表の上段の時期ごとに下段の数量を超えるおそれがある場合、当該時期の末日まで採捕を禁止する。

(単位：トン)

時期	R7年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R8年 1月	2月	3月
数量	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

※ 令和 8 年度については、令和 7 年度の採捕状況等を踏まえ設定。

(参考) 今年度の時期別数量の実績 (令和 7 年 1 月 8 日現在)

(単位：トン)

時期	R6年 4~5月	6月	7月	8~9月	10~12月	R7年 1月	2~3月	合計
数量	5	7	7	7	5	5	※	40
実績	8.2	8.8	10.2	4.9	4.3	1.6	—	38.0
採捕禁止	4/6-5/31	6/5-30	7/7-31	8/5-9/30	—	1/9-3/31	—	

※概ね 40 トンから全海区における令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 1 月 31 日までの採捕数量の累計を差し引いた数量

## ○太平洋広域漁業調整委員会指示49号 新旧対照表 (案)

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p><b>1 定義</b> この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 「遊漁船」 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第二項に規定する遊漁船をいう。</p>	<p><b>1 定義</b> この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p>
<p><b>2 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限</b> (略)</p>	<p><b>2 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限</b> (略)</p>
<p><b>3 くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限</b></p> <p>(1) 遊漁者は、太平洋において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人毎月一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。</p> <p>(削る。)</p> <p>(2) 太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）会長は、太平洋における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、太平洋において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。</p> <p>(3) 遊漁者は、(2)の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。</p>	<p><b>3 くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限</b></p> <p>(1) 遊漁者は、太平洋において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人一日あたり一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。</p> <p>(2) 遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から三日以内に、次の各号に掲げる事項を水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室に報告しなければならない。</p> <p>ア 採捕した者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、電話番号及び電子メールアドレス</p> <p>イ 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量</p> <p>ウ 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日</p> <p>エ 採捕した海域</p> <p>オ 遊漁船を利用して採捕した場合は、その船名及び登録都道府県名</p> <p>(3) 太平洋広域漁業調整委員会会長は、太平洋における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、太平洋において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。</p> <p>(4) 遊漁者は、(3)の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。</p>
<p><b>4 報告</b></p> <p>(1) 遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から一日以内に、次の各号に掲げる事項を委員会に報告しなければならない。</p> <p>ア 採捕した者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス</p> <p>イ 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量（計量方法を含む。）</p> <p>ウ 尾さ長（ふん端から尾さまでの長さをいう。）</p> <p>エ 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日及び陸揚げした場所</p> <p>オ 採捕した海域</p> <p>カ 遊漁船を利用した場合は、その船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号</p> <p>キ 遊漁船以外の船舶を利用した場合は、その船舶番号又は船舶検査済票の番号</p> <p>(2) (1)の報告を行うに当たっては、採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾さ長が確認できる写真及び採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p><b>5 指示の有効期間</b> この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。</p>	<p><b>4 指示の有効期間</b> この指示の有効期間は、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までとする。</p>
<p><b>6 その他</b> (略)</p>	<p><b>5 その他</b> (略)</p>

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十九号 (案)

漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第二百一十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和七年三月四日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 北門 利英

太平洋広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。

ア 漁業者が漁業を営む場合

イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合

(2) 「太平洋」 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第五十二条第二項及び漁業法施行令 (昭和二十五年政令第三十号) 第十六条に規定する太平洋をいう。

(3) 「くろまぐろ (小型魚)」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。

(4) 「くろまぐろ (大型魚)」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

(5) 「遊漁船」 遊漁船業の適正化に関する法律 (昭和六十三年法律第九十九号) 第二条第二項に規定する遊漁船をいう。

2 くろまぐろ (小型魚) の採捕の制限

遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ (小型魚) を採捕してはならない。くろまぐろ (小型魚) を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3 くろまぐろ (大型魚) の採捕の制限

(1) 遊漁者は、太平洋において採捕したくろまぐろ (大型魚) を一人毎月一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ (大型魚) を保持した者が別のくろまぐろ

(大型魚) (以下「別個体」という。) を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。

4| (2) 太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。) 会長は、太平洋における遊漁者によるくろまぐろ(大型魚)の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、太平洋において遊漁者によるくろまぐろ(大型魚)の採捕を禁止する旨、公示する。

(3) 遊漁者は、(2)の公示により、くろまぐろ(大型魚)の採捕が禁止された期間中は、太平洋においてくろまぐろ(大型魚)を採捕してはならない。くろまぐろ(大型魚)を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

#### 4| 報告

(1) 遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ(大型魚)を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ(大型魚)を陸揚げした日から一日以内に、次の各号に掲げる事項を委員会に報告しなければならない。

ア 採捕した者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス

イ 採捕したくろまぐろ(大型魚)の尾数及び重量(計量方法を含む。)

ウ 尾さ長(ふん端から尾さまでの長さをいう。)

エ 採捕したくろまぐろ(大型魚)を陸揚げした日及び陸揚げした場所

オ 採捕した海域

カ 遊漁船を利用した場合は、その船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号

キ 遊漁船以外の船舶を利用した場合は、その船舶番号又は船舶検査済票の番号

(2) (1)の報告を行うに当たっては、採捕したくろまぐろ(大型魚)の尾さ長が確認できる写真及び採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。

#### 5| 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。

#### 6| その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

○太平洋広域漁業調整委員会第49号の6に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務取扱要領 新旧対照表 (案)

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、太平洋広域漁業調整委員会指示第 <u>49</u> 号（以下「委員会指示」という。）の <u>6</u> に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。</p>	<p>太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、太平洋広域漁業調整委員会指示第 <u>46</u> 号（以下「委員会指示」という。）の <u>5</u> に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。</p>
<p><b>1. くろまぐろ（大型魚）の採捕実績の報告方法</b>            委員会指示の <u>4(1)</u> に定めるくろまぐろ（大型魚）の採捕実績の報告は、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」（<a href="https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/index.html">https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/index.html</a>）に設けた報告用ウェブサイト（以下「報告サイト」という。）に掲載された次に掲げるいずれかの方法により提出するものとする。<u>なお、いずれの方法でも提出できない場合は、代替の方法も可とする。</u></p> <p>(1)報告サイトへの入力            報告サイトにアクセスし、委員会指示の <u>4(1)及び2</u> に定める事項を報告フォームに入力 <u>及び添付</u> し報告する。</p> <p>(2)報告用アプリケーションの利用            報告サイトに掲載されるアプリケーションを自身のスマートフォン等にインストールした上で、委員会指示の <u>4(1)及び2</u> に定める事項を入力 <u>及び添付</u> し報告する。</p> <p>(3)電子メールによる送信            委員会指示の <u>4(1)及び2</u> に定める事項を入力 <u>及び添付</u>（報告サイトに掲載される別紙様式をダウンロードし必要事項を入力後の電子ファイルを送付することも可）し、メールアドレス km-yugyo★maff.go.jp 宛てに電子メールで送信する。  <u>※★を@に置き換えること。</u></p> <p>(削る。)</p>	<p><b>1. くろまぐろ（大型魚）の採捕実績の報告方法</b>            委員会指示の <u>3(2)</u> に定めるくろまぐろ（大型魚）の採捕実績の報告は、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」（<a href="https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/index.html">https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/index.html</a>）に設けた報告用ウェブサイト（以下「報告サイト」という。）に掲載された次に掲げるいずれかの方法により提出するものとする。</p> <p>(1)報告サイトへの入力            報告サイトにアクセスし、委員会指示の <u>3(2)アからオ</u> に定める事項を報告フォームに入力し報告する。</p> <p>(2)報告用アプリケーションの利用            報告サイトに掲載されるアプリケーションを自身のスマートフォン等にインストールした上で、委員会指示の <u>3(2)アからオ</u> に定める事項を入力し報告する。</p> <p>(3)電子メールによる送信            委員会指示の <u>3(2)アからオ</u> に定める事項を入力（報告サイトに掲載される別紙様式をダウンロードし必要事項を入力後の電子ファイルを送付することも可）し、メールアドレス km-yugyo@maff.go.jp 宛てに電子メールで送信する。</p> <p><u>(4)ファクシミリによる送信</u>  <u>報告サイトに掲載される別紙様式に必要事項を記載し、ファクシミリ番号：03-3595-7332宛てにファクシミリで送信する。</u></p>
<p><b>2. 報告に関する留意事項</b>            (1)委員会指示の <u>4(1)イ</u> に定める採捕したくろまぐろ（大型魚）の重量はキログラム単位で記入するものとする。<u>また、計量方法については、秤、目測、尾さ長による換算、その他の方法から選択して記入するものとする。</u></p> <p><u>(2)委員会指示の4(1)ウに定める採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾さ長はセンチメートル単位で記入するものとする。また、添付するくろまぐろ（大型魚）の写真については、メジャーを添えるなど尾さ長が確認できる写真を添付するものとする。</u></p> <p><u>(3)委員会指示の4(1)エに定める採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした場所は、都道府県名及び場所名（港の名前等）を記入するものとする。</u></p> <p><u>(4)委員会指示の4(1)オに定める採捕した海域は、別図の区分を記入するものとする。</u></p> <p><u>(5)委員会指示の4(2)に定める氏名及び住所を証する書類の写しは、当該書類を撮影した写真を含むものとする。</u></p>	<p><b>2. 報告に関する留意事項</b>            (1)委員会指示の <u>3(2)イ</u> に定める採捕したくろまぐろ（大型魚）の重量はキログラム単位で記入するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(2)委員会指示の3(2)エに定める採捕した海域は、別図の区分 (J1, J4~J10) を記入するものとする。</u></p> <p>(新設)</p>
<p><b>3. 個人情報等の取扱いについて</b>            報告のあった内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁場生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）<u>、都道府県</u>その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することがある。</p>	<p><b>3. 個人情報等の取扱いについて</b>            報告のあった内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁場生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することがある。</p>
<p><b>4. 報告に対する問い合わせ</b>            (略)</p>	<p><b>4. 報告に対する問い合わせ</b>            (略)</p>
<p>別紙様式            採捕実績報告書及び個人情報の取扱いに関する同意書            年 月 日</p>	<p>別紙様式            採捕実績報告書及び個人情報の取扱いに関する同意書            年 月 日</p>

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

1 採捕実績の報告

太平洋広域漁業調整委員会指示第49号4(1)の規定に基づき、くろまぐろ（大型魚）の採捕実績について、次のとおり報告します。

氏名			
住所			
電話番号			
電子メールアドレス			
【遊漁船を利用した場合】 遊漁船の船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号			
【遊漁船以外の船舶（プレジャーボート）を利用した場合】 船舶の船名及び船舶番号又は船舶検査済票の番号			
陸揚げした日	尾数（うちリリースした尾数）	重量（うちリリースした重量）（kg）	採捕した海域
年 月 日	（ ）尾	（ ）kg	
陸揚げした場所（※1）	尾さ長（うちリリースした尾さ長）（cm）（※2）	計量方法（※3）	
	（ ）cm		

※1 陸揚げした場所は、都道府県名及び場所名（港の名前等）を記載。

※2 ふん端から尾さまでの長さをいう。

※3 計量方法は以下から選択。

【秤、目測、尾さ長による換算、その他（具体的に記載）】

添付資料のチェック欄（□に✓を入れる。）

① くろまぐろ（大型魚）にメジャーを添えるなど尾さ長が確認できる写真 □

② 採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写し □

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）都道府県その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供される可能性があることに同意します。

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

1 採捕実績の報告

太平洋広域漁業調整委員会指示第46号の規定に基づき、くろまぐろ（大型魚）の採捕実績について、次のとおり報告します。

氏名 <u>（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</u>			
住所 <u>（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</u>			
電話番号			
電子メールアドレス			
<u>遊漁船の名称・登録都道府県名</u>			
（新設）			
陸揚げした日	尾数	重量（kg）	採捕した海域
年 月 日	尾	kg	
（新設）	（新設）	（新設）	

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供される可能性があることに同意します。

## 太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号の6に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務取扱要領(案)

令和7年3月4日策定

太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号(以下「委員会指示」という。)の6に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。

### 1. くろまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告方法

委員会指示の4(1)に定めるくろまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告は、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」(<http://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/index.html>)に設けた報告用ウェブサイト(以下「報告サイト」という。)に掲載された次に掲げるいずれかの方法により提出するものとする。なお、いずれの方法でも提出できない場合は、代替の方法も可とする。

#### (1) 報告サイトへの入力

報告サイトにアクセスし、委員会指示の4(1)及び(2)に定める事項を報告フォームに入力及び添付し報告する。

#### (2) 報告用アプリケーションの利用

報告サイトに掲載されるアプリケーションを自身のスマートフォン等にインストールした上で、委員会指示の4(1)及び(2)に定める事項を入力及び添付し報告する。

#### (3) 電子メールによる送信

委員会指示の4(1)及び(2)に定める事項を入力及び添付(報告サイトに掲載される別紙様式をダウンロードし必要事項を入力後の電子ファイルを送付することも可)し、メールアドレス km-yugyo★maff.go.jp 宛に電子メールで送信する。

※★を@に置き換えること。

### 2. 報告に関する留意事項

(1) 委員会指示の4(1)イに定める採捕したくろまぐろ(大型魚)の重量はキログラム単位で記入するものとする。また、計量方法については、秤、目測、尾さ長による換算、その他の方法から選択して記入するものとする。

- (2) 委員会指示の4(1)ウに定める採捕したくろまぐろ(大型魚)の尾さ長はセンチメートル単位で記入するものとする。また、添付するくろまぐろ(大型魚)の写真については、メジャーを添えるなど尾さ長が確認できる写真を添付するものとする。
- (3) 委員会指示の4(1)エに定める採捕したくろまぐろ(大型魚)を陸揚げした場所は、都道府県名および場所名(港の名前等)を記入するものとする。
- (4) 委員会指示の4(1)オに定める採捕した海域は、別図の区分を記入するものとする。
- (5) 委員会指示の4(2)に定める氏名及び住所を証する書類の写しは、当該書類を撮影した写真を含むものとする。

### 3. 個人情報等の取扱いについて

報告のあった内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、都道府県その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することがある。

### 4. 報告に対する問い合わせ

報告のあった内容について、水産庁から問い合わせることがある。

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

1 採捕実績の報告

太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号 4 (1) の規定に基づき、くろまぐろ (大型魚) の採捕実績について、次のとおり報告します。

氏名			
住所			
電話番号			
電子メールアドレス			
【遊漁船を利用した場合】 遊漁船の船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号			
【遊漁船以外の船舶 (プレジャーボート) を利用した場合】 船舶の船名及び船舶番号又は船舶検査済票の番号			
陸揚げした日	尾数 (うちリリースした尾数)	重量 (うちリリースした重量) (kg)	採捕した 海域
年 月 日	( ) 尾	( ) kg	
陸揚げした場所 (※1)	尾さ長 (うちリリースした尾さ長) (cm) (※2)	計量方法 (※3)	
	( ) cm		

※1 陸揚げした場所は、都道府県名および場所名 (港の名前等) を記載。

※2 ふん端から尾さまでの長さをいう。

※3 計量方法は以下から選択。

【秤、目測、尾さ長による換算、その他 (具体的に記載)】

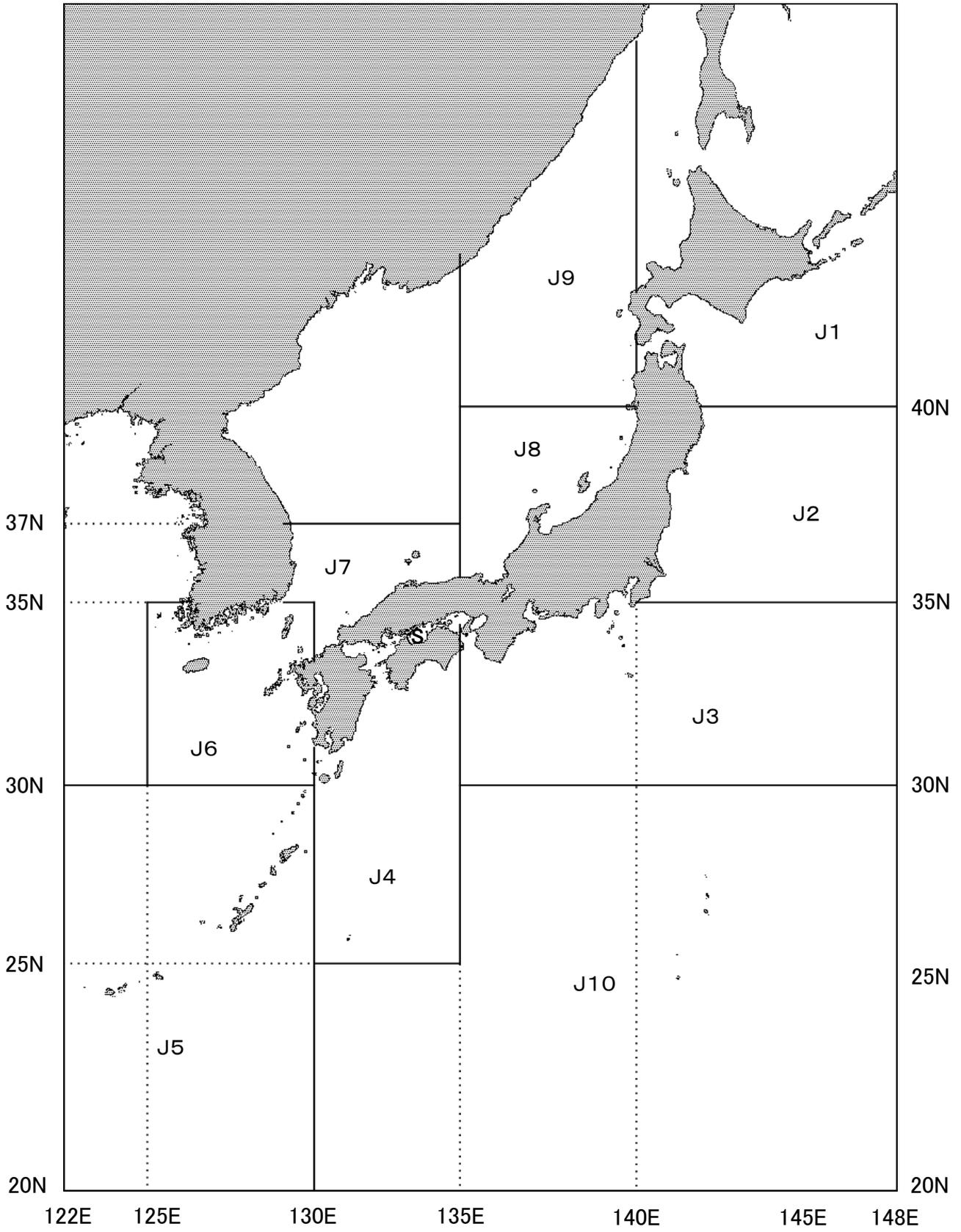
添付資料のチェック欄 (□に✓を入れる。)

- ① くろまぐろにメジャーを添えるなど尾さ長が確認できる写真 □
- ② 採捕した者の運転免許証の写し又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写し □

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等 (独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 59 号) 第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。)、都道府県その他の関係機関 (これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。) へ提供されることがあることに同意します。

(別図)



太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号の 6 に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針（案）

令和 7 年 3 月 4 日

太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、太平洋広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第 49 号の 6 に基づき、委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。

1. 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、関係する都道府県水産部局と連携して調査・指導を行うとともに、当該指示の違反が認められる場合には、速やかに事務局として太平洋広域漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）に報告する。

なお、漁業法第 157 条第 1 項に基づき、委員会として関係者に対して出頭を求め、又は必要な報告を徴することについては、会長（又は会長職務代理）一任とし、出頭や必要な報告を徴した場合、後日、委員会に報告するものとする。

※ 必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と連携して現地調査等を実施。

2. 会長は、上記 1 の報告を受け、漁業法第 121 条第 4 項で準用する同法第 120 条第 8 項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をする。

裏付命令の申請に係る手続は会長（又は会長職務代理）一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。